



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月14日金曜日 第399号

◇ 目 次 ◇

特定希少野生動植物の指定の解除.....	(自然保護課) ...	523
解除予定保安林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	523
保安林予定森林.....	(") ...	523
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	(会計課) ...	523
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(") ...	524
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局四国中央保健所衛生環境課) ...	524
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	525

正 誤

令和5年3月31日付け第395号外1愛媛県条例第18号(愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例)中.....	(税務課) ...	525
--	-----------	-----

告 示

○愛媛県告示第437号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第9条第8項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物の指定を解除する。

令和5年4月14日

愛媛県知事 中村時広

種名(区分)
コガタノゲンゴロウ(昆虫類)

○愛媛県告示第438号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年4月14日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
松山市河中町乙55の6、乙57の47から乙57の49まで
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

○愛媛県告示第440号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和5年4月14日

愛媛県知事 中村時広

- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第439号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月14日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
今治市菊間町西山420の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第96号	松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所別館地下1階	松山市職員生活協同組合	松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所別館地下1階	令和5年3月31日

○愛媛県告示第441号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和5年4月14日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 指定番号, 売りさばき人 (住所, 氏名又は名称), 変更事項 (新, 旧), 変更許可年月日. Row 1: 八第21号, 西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1, 指定金融機関 伊予銀行 三瓶支店, 売りさばき人住所 西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1, 西予市三瓶支所, 売りさばき所 西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1, 西予市三瓶支所, 売りさばき人住所 西予市三瓶町朝立1番耕地548番地6, 売りさばき所 西予市三瓶町朝立1番耕地548番地6, 令和5年4月10日

○愛媛県告示第442号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年4月14日

愛媛県四国中央保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

丸住製紙株式会社

四国中央市川之江町826番地

代表取締役社長 星川知之

2 事業場の名称及び所在地

丸住製紙株式会社 大江工場

四国中央市川之江町4085番地

3 特定施設に関する事項

(1) 大江 パルプ抄造設備（カミール）No.2

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号チ 抄紙施設. Rows include: 特定施設の能力 (1日当たり300トン), 工事の着手予定年月日 (令和5年5月22日), 工事の完成予定年月日 (令和6年4月30日), 使用開始の予定年月日 (令和6年5月1日), 特定施設の使用時間間隔 (間欠運転), 特定施設の1日当たりの使用時間 (24時間), 特定施設の使用の季節的変動の概要 (無し), 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (水素イオン濃度: 通常 7.0, 最大 6.0~8.0; 化学的酸素要求量: 通常 300, 最大 330)

Table with 2 columns: 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル), 通常, 最大. Rows include: 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) (通常 180, 最大 200), 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) (通常 3.9, 最大 4.3), りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) (通常 2.0, 最大 2.2), ダイオキシン含有量 (単位 1リットルにつきppg-TEQ) (通常 0.3, 最大 0.7), 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) (通常 0, 最大 0)

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量 大江 No.1 工業排水口

Table with 3 columns: 汚水等の汚染状態の値, 通常, 最大. Rows include: 水素イオン濃度 (水素指数) (通常 7.0, 最大 5.8~8.3), 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) (通常 56.5, 最大 70), 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) (通常 28, 最大 35), 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) (通常 0.6, 最大 17), りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) (通常 0.002, 最大 1.0), ダイオキシン含有量 (単位 1リットルにつきppg-TEQ) (通常 0.3, 最大 0.7)

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 138,490 最大 138,490
----------------------------	--------------------------

備考 この他に、雨水及び清水排水口が2箇所、生活及び雨水排水口が3箇所、雨水排水口が13箇所ある。

○愛媛県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市小松町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月14日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
"	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
"	玉 井 伸 一	西条市小松町明穂甲534番地
"	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	佐 伯 信 男	西条市小松町妙口甲1335番地 3
"	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
"	真 鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地 2
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	戸 田 武	西条市小松町北川136番地 2
"	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地 2
監 事	瓜 守 慎 吾	西条市小松町新屋敷甲3016番地10
"	安 永 正 徳	西条市小松町妙口甲766番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
"	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
"	佐 伯 基	西条市小松町妙口甲764番地 1
"	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	渡 部 功	西条市小松町明穂甲93番地 3
"	塩 出 喜久馬	西条市小松町新屋敷甲690番地
"	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
"	真 鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地 2
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	森 山 智 年	西条市小松町北川280番地 2
"	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地 2
監 事	瓜 守 慎 吾	西条市小松町新屋敷甲3016番地10
"	別 宮 利 一	西条市小松町妙口甲326番地 5

正 誤

○正 誤

令和5年3月31日付け第395号外1愛媛県条例第18号（愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例）中

ページ	箇 所	誤	正
13	附則第2項 上から3行目	(令和5年法律第 号)	(令和5年法律第1号)